

令和7年4月1日

日常生活用具費の支給要件の変更

障害者(児)、難病患者等の方を対象とした日常生活用具費の支給について、支給要件の一部が変更となりました。

○変更内容(下線部分を追加)

種目	変更項目	変更後の内容
情報・通信支援 補助用具	支給可能商品	<u>パーソナルコンピュータ、スマートフォン及びタブレットの</u> 周辺機器、アプリケーションソフト及び受信機器
頭部保護帽	障害及び程度	知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒 する者または自傷行為を行う者
		平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻 繁に転倒する者
		<u>精神障害者保健福祉手帳1級で、てんかんの発作等に</u> <u>より頻繁に転倒する者</u>
聴覚障害者用 通信装置	支給可能商品	主にファクシミリ(<u>複合機を含む</u>)

※詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

○お住まいの区の区役所保健福祉課(平日8時45分～17時30分)

東灘 ☎841-4131 Fax851-9333	長田 ☎579-2311 Fax579-2343
灘 ☎843-7001 Fax843-7018	須磨 ☎731-4341 Fax735-8159
中央 ☎335-7511 Fax335-7919	北須磨 ☎793-1212 Fax 795-1140
兵庫 ☎511-2111 Fax511-7006	垂水 ☎708-5151 Fax 709-6006
北 ☎593-1111 Fax594-0934	西 ☎940-9501 Fax 990-2521
北神 ☎981-5377 Fax984-2334	玉津 ☎965-6400 Fax 926-1300

○お問い合わせセンター:0570-083-330 または 078-333-3330 8時～21時(年中無休)

メールフォームはこちら⇒

